○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年夫 蔵 省令第二号)

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について	2 (略)	第二十六条 (略)	(組合又は連合会の子会社の範囲等)	二・三(略)	ハ〜ホ (略)	業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社に限る。)を含む。	じ。)の子会社(銀行業 (銀行法第二条第二項に規定する銀行	社(銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同	ロ 銀行(当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会	イ (略)	一 金融機関等 次に掲げる者	「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。	2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び	第二十五条の二 (略)	(組合に類する者)	改正案
3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について	2 (略)	第二十六条 (略)	(組合又は連合会の子会社の範囲等)	二•三 (略)	ハ〜ホ (略))	じ。)の子会社(銀行業を営む外国の会社に限る。)を含む。	社(銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同	ロ 銀行 (当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会	イ (略)	一 金融機関等 次に掲げる者	「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。	2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び	第二十五条の二 (略)	(組合に類する者)	現

号の六までに掲げる業務を除く。)とする。の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条の同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を

一~一の三 (略)

成される合議体の機関による判定により行われるものに限る。) けと同視すべきもの(宗教上の規律の別律の制約により利息を受領する) ことが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取 ことが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であって、金銭の貸付

一の五 (略)

二~十五 (略)

る(組合のために行う場合を含む。)。 る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす、 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す

一〜二の一 (略)

成される合議体の機関による判定により行われるものに限る。)けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領するとが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取るとが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引に係る業務であって、金銭の貸付の二の二

二の三 (略)

三~十三 (略)

号の六までに掲げる業務を除く。)とする。の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条の同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を

~一の三 (略)

(新設)

一の四 (略)

二~十五 (略)

る(組合のために行う場合を含む。)。 る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす4 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す

一~二の一 (略)

(新設)

二の二 (略)

三~十三 (略)

号に該当するものを除く。)

の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他する第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年

十三の三~二十八(略)

(連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等)

第二十七条 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務 号に係る部分に限る。 行法施行規則第十1 融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、 までに掲げる業務 るものとする。 に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、 る部分に限る。 行規則第十三条の二の三第 十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号 金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第 に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項 (同項第一号に掲げる業務にあっては、 三条の に掲げるものに限る。) 0 一項第一号及び第三号 第 項 第 号及び第三号 のほか、 (同項第一号に係 (同項第 次に掲げ 銀行法施

一~三 (略)

2 { 4

る場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める会5 法第八十七条の三第一項第六号(法第百条第一項において準用す

務(第四号及び前二号に該当するものを除く。)
不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人十三の二 投資信託法第二条第一項に規定する特定資産(不動産、

十三の三~二十八(略)

(連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等)

までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第第二十七条 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務

√ 三 (略)

2~4 (略)

る場合を含む。以下この条において同じ。)の新たな事業分野を開 5 法第八十七条の三第一項第六号(法第百条第一項において準用す

会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外のに上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。)

個えているもの 「おいてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三をの日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年におの日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年におま 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法

イ・ロ (略)

二 (略)

| 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の

承認を受けている会社

四 (略)

五 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第五

条第一項の認定を受けている会社

| 定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受|| | 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第二項に規|| 受けている会社

ずれかに該当する株式会社とする。
ている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のい法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録され法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録される条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四拓する会社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融拓する会社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融

イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

けている会社

を含む。 善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社 当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改 げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、 社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又は 期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会 規定する銀行等、 これらの子会社 二項に規定する保険会社 合理的な経営改善のための計画 が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲 当該債務の全部又は一部を免除する措置 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、 (以下この号において「特定金融機関等」という 株式会社商工組合中央金庫、 (同条第七項に規定する外国保険会社等 (法第百二十 保険業法第二条第 一条の三第 項に

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する

措置

て講じているものに限る。) で講じているものに限る。) で講じているものに限る。) で講じているものに限る。) で講じているものに限る。) で講じているものに限る。)

て同じ。)により第三十四条第一号又は第二号に掲げる事由によら合会又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項におい6 前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を連

6

(新設)

て同じ。)により第三十四条第一号又は第二号に掲げる事由によら合会又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項におい前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を連

第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。 第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。 がで新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の三 一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に 一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に での子会社により二の人にものも、その議決権が当該連合 が当該連合会又はその でのように でのまで、その議決権が当該連合会又はその でのまで、とき、 でのまで、 でいたものも、 でいまで、 でいなで、 でいなで、 でいなで、 でいなで、 でいなで、 でいなで、 でいなでいなで、 でいなで、 でいなで、 でいなで、 でいなで、 でいなで、 でいなで、

た議決権の数をいう。 項第五号において同じ。 の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数 ば当該連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等 令で定める会社に該当しないものとする。 日からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省 分しないときは、 過する日 なる場合において、 法第八十七条の四第一項 分野開拓会社等」という。 おいて「特定子会社」という。 (以下この項及び第三十四条第一項第九号において |項の規定にかかわらず、 以下同じ。 (以下この項において 当該新規事業分野開拓会社等は、 当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日 に規定する国内の会社をいう。 以下この項において同じ。 (法第百条第一項において準用する場合を の総株主の議決権に百分の十を乗じて得)の議決権をその取得の日から十年を経)がその取得した前二項に規定する 次項に規定する会社 「処分基準日」という。)までに処 ただし、)を下回ることと 第三十二条第一 処分基準日の翌 当該処分を行え (国内の会社 (以下この項に 「新規事業

> める会社に該当するものとする。 める会社に該当するものとする。 める会社に該当するものとする。 かる会社に該当するものとする。 かる会社に該当するとする。 がに取得されたとき(当該株式会社の議決権が当該連合会又はその子会社により同条第一号又は第二号に掲げる事由によら前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその事がに取得されたとき(当該株式会社の議決権が当該連合会又はそのめる会社に該当するものとする。

7

第一 とする。 会社 の会社をいう。 する当該新規事業分野開拓会社の議決権が当該処分基準日における する日(以下この項において おいて同じ。 基準議決権の数 らは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の新たな事 しないときは、 分野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日から十年を経 おいて「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する 分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当しないも 議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。 前二項の規定にかかわらず、 項において準用する場合を含む。 (以下この項及び第三十四条第一項第九号において ただし、 当該新規事業分野開拓会社は、 を下回ることとなる場合において、 第三十二条第 (国内の会社 当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が有 「処分基準日」という。)までに処分 一項第五号において同じ。 (法第八十七条の四第一項 次項に規定する会社 以下同じ。 処分基準日の翌日 当該特定子会社 に規定する国内 (以下この項に 以下この項に (法第百 の総株、 新規事業

超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。 拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を までの間に当該連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開

8 \ 14 (略

(法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由

第三十四条 る事由とする。 いて準用する場合を含む。)の主務省令で定める事由は、 条において同じ。)、第九十六条第一項及び第百条の四第二項にお 百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六 法第十七条の十五第二項(法第八十七条の四第二項 次に掲げ (第

(略)

野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむ を得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著 しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。 連合会又は共済水産業協同組合連合会にあっては、新規事業分

2 • 十 十 一 略

(余裕金運用の方法)

第四十五条 (略)

> 日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは 社の有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準 が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会

8 \ 14

この限りでない。

(法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事

第三十四条 条において同じ。)、第九十六条第一項及び第百条の四第二項にお る事由とする。 いて準用する場合を含む。)の主務省令で定める事由は、 百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六 法第十七条の十五第二項(法第八十七条の四第二項 次に掲げ

(略)

九 く困難であるため当該議決権を処分することができないこと。 得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著し 野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを 連合会又は共済水産業協同組合連合会にあっては、新規事業分

2 • 略

+ + -

(略)

(余裕金運用の方法)

第四十五条 (略)

地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。)とする。に関する法律施行令第三条第三号に掲げる不動産、世上権又は土げる出資の持分(その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第三号から第五号までに関する法律施行令第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。)とする。

(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)

号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の三十七第一項第六第五十条の二 法第百二十一条の四において読み替えて準用する銀行

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

類

(1, (略)

② 1)に掲げる法人等の子法人等 (外国の法人その他の団体で

2 前項第三号に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人の受益権(不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託にの受益権(不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託及び投資法人係るものに限る。)とする。

(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)

一 個人であるときは、次に掲げる事項 号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の三十七第一項第六第五十条の二 法第百二十一条の四において読み替えて準用する銀行

イ

業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種口 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営

(1) (略

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

あって、 国内に営業所 事務所その他これらに準ずるもの

有していない者を除く。 次号口において同じ。

法人であるときは、

次に掲げる事項

口

イ

略

業所又は事務所の所在地、 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営 代表者の氏名又は名称及び業務の種

類

- (1) (略)
- (2)等 所 当該法人の親法人等 をいい、 事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除 外国の法人その他の団体であって、 (令第九条第二項に規定する「親法人 国内に営業
- (3) (略)

く。

以下同じ。

三 • 匹 (略)

2

(略)

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十条の七

農林水産大臣及び金融庁長官、

財務局長又は福岡財務

事項を審査するものとする 五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる 支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、 項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第 法第百二十一条の二

(略)

法人であるときは、 次に掲げる事項

(略)

口

業所又は事務所の所在地、 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営 代表者の氏名又は名称及び業務の種

類

- (1) (略)
- (2)当該法人の親法人等(令第九条第二項に規定する「親法人

等」をいう。以下同じ。)

(3)(略)

三 • 四 (略)

2

略

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十条の七 五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる 支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、 <u>\</u>
\(\leq \) 事項を審査するものとする。 第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第 (略) 農林水産大臣及び金融庁長官、 財務局長又は福岡財務 法第百二十一条の二

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

一次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査でおいて同じ。)であった者でその取消しの日で表別の担否の処分がなされたのにおいて同じ。)であった者でその取消しの日で更において同じ。)であった者でその取消しの日で更において同じ。)であった者でその取消しの日で表別の担合しない者

(1) (3) (略)

法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫先許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第二

(5) (10) (略)

場合を含む。)の規定により法第百二十一条の二第一項の許可項、長期信用銀行法第九十五条の四第一項において準用する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一る法律第六条の五第一項、農業協同組合による金融事業に関する法律第二条の五十二条の五十六第一項(法第百二十一条の四第一場)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消し 理事、 日。 新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた において同じ。 第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。 役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者 人及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の 経営管理委員、)であった者でその取消しの日から五年を経過 監事、 取締役、 執行役、会計参与、 0 (銀行法 日

(1) (3) (略)

(5) (10) (略)

ホ 項、 場合を含む。) 労働金庫法第九十四条第三項、 項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する る法律第六条の五第 銀行法第五十二条の五十六第一 長期信用銀行法第十七条、 の規定により法第百二十一条の二第 一 項、 農業協同組合法第九十二条の四第 信用金庫法第八十九条第三項 協同組合による金融事業に関す 項 (法第百二十一条の四第 項 の許可

許可、 項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、 た場合において、その取消しの日から五年を経過しない者 項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第 第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規 条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しく 十六条の五第一項の許可、 しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六 定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第 は第二項ただし書の認可を取り消された場合、 十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二 合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九 る金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同 五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され 銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第 労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合によ 信用金庫法第八十五条の二第 長期信用銀行法 項 若

~ ()

しない者
「次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過」

(1) (3) (略)

> 許可、 た場合において、その取消しの日から五年を経過しない者 項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、 しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六 項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第 定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第 第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規 は第二項ただし書の認可を取り消された場合、 条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しく 十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二 合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九 る金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、 十六条の五第一項の許可、 銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、 五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され 労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合によ 信用金庫法第八十五条の二第 長期信用銀行法第 長期信用銀行法 農業協同 一項 若

フニュ

しない者といって、その処分を受けた日から五年を経過トー次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過

(1) (3) (略)



